

2025（令和7）年7月9日

株式会社ハーブ健康本舗 御中

適格消費者団体

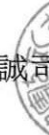
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

TEL048-844-8972/FAX048-829-7444

メール nakusukai.01@saitama-k.com

理事長 池本 誠司



再 申 入 書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当表示使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

貴社の販売している「ヒザこし万歳PREMIUM（プレミアム）」（以下本件商品という。）につき、当会からの令和7年5月7日付の申入れに対し、令和7年5月23日付にてご回答（以下「本件回答」といいます。）を下さいました。ありがとうございます。貴社からのご回答を踏まえ、修正等が必要な広告表示に関し、下記のとおり再申入れをいたします。

つきましては、本再申入書に対する回答を、令和7年7月30日までに、書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。

なお、本再申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

- 1 本件回答第2項の広告表示②につきまして、本件回答では、「単回購入と定期初回価格の比較である旨は、お客様にもわかると考えております。」とありますが、本件商品の価格は、通常購入の通常価格6,280円及び定期購入の通常価格4,980円の二つが用いられており、「通常価格6,280円」と表示されている場合、これだけでは、通常購入の通常価格であるか、定期購入の通常価格であるか曖昧となり、比較対照価格の内容を正確に表示しているとは言えず、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがあります。

また、本件回答第3項の広告表示③につきまして、修正案では、「2回目以降も割引価格 通常価格比20.7%OFF 1ヶ月あたり4,980円(税込)」

とありますが、これだけでは、上記と同様の理由から、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがあるものと考えます。

したがって、広告表示②及び③について、その使用を取り止めるか、又は消費者を誤認させない表示に修正されるよう再申し入れます。

- 2 本件回答第5項の広告表示⑤につきまして、修正案をご提示いただいておりますが、いまだ修正がなされていないように見受けられますので、ご対応いただきますよう再申し入れます。

以上

《本件に関する問い合わせ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 清水

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-829-7444